

山梨県公報

号外第三十一号

令和七年

八月二十九日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県県税条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（税務課）

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日（令和七年九月一日）から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十三号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条の十六の三第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番